

株主各位

東京都中央区銀座3丁目6番1号

株式会社松屋

代表取締役
社長執行役員

秋田正紀

第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月27日(水曜日)午後6時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座2丁目15番6号
銀座ブロッサム中央会館 2階ホール
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第146期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第146期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.matsuya.com/soukai/>)に掲載させていただきます。

添付書類(1)

事業報告

(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててあります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、現政権下での経済対策および日銀による金融政策の効果・期待から、株価の上昇と円安が進み、緩やかな回復基調のうちに推移いたしました。

百貨店業界におきましても、消費税率引上げ前の駆け込み需要や増加する訪日外国人による買物の効果もあり、東京地区百貨店売上高は前年実績を上回りました。

このような状況の中、当社グループは「中期経営計画」(2013～2015年度)の基本方針に沿った諸施策を実施し、業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は816億30百万円(前期比108.1%)、営業利益21億79百万円(前期比143.1%)、経常利益22億74百万円(前期比144.8%)、当期純利益13億4百万円(前期比97.7%)となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

(百貨店業)

主力となる百貨店業の銀座店におきましては、中期経営計画の基本方針である「百貨店事業の収益力強化」の下、個性的な百貨店「GINZA スペシャルティストア」のさらなる進化を推進すべく、平成26年4月には24年ぶりに食品ゾーンを大規模に改装いたしました。この改装は、平成25年9月のグランドリニューアルで品揃えを再編・強化した上層階とのグレードとテイストの統一と、買廻り性の向上を目指したものであります。ファッション性の高い銀座に相応しい、話題性のある新規スイーツブランドの導入や、銀座地区最大級となる和洋酒売場など、食品ゾーンは大きく生まれ変わりました。

また、松屋創業145周年を記念した各種イベントやプロモーションを開催し、平成26年10月の「GINZA 大創業祭」においては、流行に左右されない選りすぐりの高品質な商品を展開する等、他店との差別化を図り、売上の向上と収益力の強化に努めてまいりました。

一方、円安や東南アジア諸国へのビザ発給要件の緩和により増加する訪日外国人の需要を取り込むため、平成26年9月には地下1階に免税カウンターを移設・拡大いたしました。訪日外国人のお客様からも、ファッション感度の高いラグジュアリー商品のご支持をいただく中、不便なく買物を楽しめる環境を整備することで、さらなる売上の向上を目指してまいりました。

催事におきましては、「MOOMIN！ムーミン展」や「くまのプーさん展」を開催する等、独自性と話題性のある企画とプロモーションによって集客力を高め、売上の向上に努めてまいりました。

浅草店におきましては、入居する商業施設「EKIMISE」との相乗効果の発揮に取り組み、地下1階の惣菜売場を改装し、新ゾーン「浅草ごちそう横丁」を開設する等、売上の向上に尽力してまいりました。

以上の結果、百貨店業の売上高は708億46百万円（前期比108.3%）となりました。

（飲食業）

飲食業のアターブル松屋グループにおきましては、主力となる婚礼宴会部門で消費税率引上げ後の婚礼組数が前年実績を下回ったことや、受託レストラン部門で一部営業所を閉鎖したことなどによる減収に加え、新規出店に伴う費用などの計上もあり、減収・減益となりました。

以上の結果、飲食業の売上高は53億14百万円（前期比99.8%）となりました。

（ビル総合サービス及び広告業）

ビル総合サービス及び広告業の㈱シービーケーにおきましては、主としてビルメンテナンス部門における清掃サービス・設備工事などの受注や、建築部門における内装工事などの受注が好調に推移し、増収・増益となりました。

以上の結果、ビル総合サービス及び広告業の売上高は29億33百万円（前期比110.6%）となりました。

（輸入商品販売業）

輸入商品販売業の㈱スキャンデックスにおきましては、4店舗を新規出店し16店舗となった「イッタラ」直営店を中心に大きく売上を伸ばしました。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要を取り込み、「レ・クリント」も順調に推移し、増収・増益となりました。

以上の結果、輸入商品販売業の売上高は21億90百万円（前期比124.7%）となりました。

（その他事業）

その他事業におきましては、売上高3億46百万円（前期比96.6%）となりました。

①事業別の売上高

事業別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
百貨店業	70,846	86.8	108.3
飲食業	5,314	6.5	99.8
ビル総合サービス及び広告業	2,933	3.6	110.6
輸入商品販売業	2,190	2.7	124.7
その他事業	346	0.4	96.6
計	81,630	100.0	108.1

②当社の売上高

〈店別〉

店別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
本店	70,881	100.0	108.3
銀座店	64,714	91.3	109.5
浅草店	6,167	8.7	97.0

〈商品別〉

商品別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
衣料品	23,677	33.4	107.0
身廻り品	18,497	26.1	118.5
雑貨	8,581	12.1	111.7
家庭用品	1,828	2.6	98.2
食料品	14,717	20.8	98.7
食堂・喫茶	1,509	2.1	104.9
サービス・その他	2,070	2.9	114.3
計	70,881	100.0	108.3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は、17億14百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
銀座店 改装工事（百貨店業）	516

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債および新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経済環境につきましては、金融政策の転換や景気刺激策などの発動によって、上昇基調が継続すると予想されております。一方、世界的な景気変動局面が当面続くものと見られることから、予断を許さない環境で推移するものと思われまます。

こうした状況の中、当社グループは、「中期経営計画」（2013～2015年度）（以下「本計画」といいます。）の2つの基本方針である「百貨店事業の収益力強化」と「グループ事業の成長拡大」に沿った諸施策に引き続き取り組み、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

百貨店業の銀座店におきましては、中期経営計画の基本方針の下、個性的な百貨店「GINZA スペシャルティストア」のさらなる進化を推進してまいります。平成25年9月のグランドリニューアルや平成26年4月の食品ゾーンの大規模な改装による品揃えの強化を活かし、さらに全館の商品政策の総合力を高め、売上の向上に努めてまいります。また、文化催事をはじめとする独自性の高い企画やプロモーションを継続して実施することにより、集客力の強化に努めてまいります。

浅草店におきましては、継続的にローコスト運営に取り組み、入居する商業施設「EKIMISE」と相乗効果を発揮し、買廻りの促進を図ることによって、業績の向上に尽力してまいります。

飲食業のアターブル松屋グループにおきましては、コアビジネスである婚礼宴会部門の「東京大神宮マツヤサロン」「リュド・ヴィンテージ目白」等で婚礼組数の獲得に注力するとともに、イタリアンレストラン部門、ビジネスレストランなどの受託レストラン部門においても、営業力強化による売上向上に努めることにより、売上・利益の回復に尽力してまいります。

ビル総合サービス及び広告業の㈱シービーケーにおきましては、営業力・提案力強化により、ビルメンテナンス・内装工事・宣伝広告等事業の売上の

拡大を図り、省エネ、環境関連など、新たな分野においても顧客ニーズの開拓に努めてまいります。

輸入商品販売業の㈱スキャンデックスにおきましては、「イッタラ 軽井沢」他を新規出店し直営店は16店舗となりました。さらに、平成27年夏には「イッタラ 滋賀竜王」を出店する等、継続的に店舗展開を拡大してまいります。また、「イッタラ」の卸販売の強化やその他ブランドの育成を行う一方、新たな販売チャネルの開拓を図る等、今後とも着実な成長拡大を目指してまいります。

なお、百貨店業におきましてはリニューアルや文化催事による集客効果に加え、消費税率引上げ前の駆け込み需要や訪日外国人の来店が増えたことで、想定以上に売上が増加しました。そのため、不確定な要素もございますが、引き続き売上が堅調に推移するものと見込まれたことから、本計画では、最終年度で連結営業利益15億円としていた当初の経営目標値を平成26年10月に引き上げ、連結営業利益19億円といたしました。平成27年4月には経営目標値をさらに引き上げ、連結営業利益23億円を目指してまいります。

このように、当社グループは、中期経営計画に基づく諸施策を着実に実行し、グループ全体の企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第143期 (平成23年3月～ 平成24年2月)	第144期 (平成24年3月～ 平成25年2月)	第145期 (平成25年3月～ 平成26年2月)	第146期 (平成26年3月～ 平成27年2月)
売 上 高 (百万円)	71,376	71,563	75,488	81,630
経 常 利 益 (百万円)	678	1,085	1,570	2,274
当 期 純 利 益 (百万円)	4,126	600	1,335	1,304
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	77.86	11.32	25.20	24.62
総 資 産 (百万円)	43,220	43,334	45,604	49,679
純 資 産 (百万円)	12,778	14,216	16,144	18,078
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	238.00	265.12	301.19	338.83

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年2月28日現在）

重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アターブル松屋 ホールディングス	90	65.5	飲食業
株式会社シービーケー	90	100.0	ビル総合サービス及び広告業
株式会社スキャンデックス	80	96.8	輸入商品販売業

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社グループは、百貨店業、飲食業、ビル総合サービス及び広告業、輸入商品販売業を主たる事業内容としており、その概要は次のとおりであります。

事業	事業内容
百貨店業	百貨店業、通信販売業およびこれらに関連する製造加工、輸出入業、卸売業
飲食業	飲食業および結婚式場の経営
ビル総合サービス及び広告業	警備、清掃、設備保守・工事、建築内装工事、装飾、宣伝広告業等
輸入商品販売業	輸入商品の販売等
その他事業	用度品・事務用品の納入、OA機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等

(8) 主要な営業所（平成27年2月28日現在）

会社名	区分	名称	所在地
株式会社松屋	当社	銀座店	東京都中央区銀座3丁目6番1号
		浅草店	東京都台東区花川戸1丁目4番1号
株式会社アターブル松屋 ホールディングス	子会社	本社	東京都中央区明石町2番1号
株式会社シービーケー	子会社	本社	東京都中央区八丁堀1丁目13番10号
株式会社スキャンデックス	子会社	本社	東京都中央区築地4丁目4番12号

(9) 従業員の状況（平成27年2月28日現在）

①従業員の状況

事業別	従業員数（人）	前期末比増減（人）
百貨店業	519 [283]	- 8 [+ 17]
飲食業	188 [201]	+ 14 [- 28]
ビル総合サービス及び広告業	110 [196]	- 3 [- 12]
輸入商品販売業	8 [42]	0 [+ 3]
その他事業	18 [13]	0 [- 1]
計	843 [735]	+ 3 [- 21]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

区分	従業員数		平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
	期末人数(人)	前期末比増減(人)		
男性	281	- 5	44.9	20.4
女性	254	0	42.5	19.9
計	535 [283]	- 5 [+ 17]	43.7	20.2

(注) 1. 従業員数には、嘱託、パート社員等を含みません。
2. 従業員数の〔 〕内に、臨時従業員の年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 上記従業員数には、出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先（平成27年2月28日現在）

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,847
株式会社みずほ銀行	3,097
株式会社三井住友銀行	1,322
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,322
株式会社山梨中央銀行	1,322

2. 会社の株式に関する事項（平成27年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 177,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 53,289,640株
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 6,467名（前期末比802名減）
 (5) 上位10名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
松屋取引先持株会	3,010	5.68
株式会社みずほ銀行	2,483	4.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,483	4.68
東武鉄道株式会社	2,411	4.55
株式会社オンワードホールディングス	2,241	4.23
大成建設株式会社	1,900	3.58
松岡地所株式会社	1,894	3.57
東京海上日動火災保険株式会社	1,789	3.38
東武土地建物株式会社	1,663	3.14
株式会社三越伊勢丹	1,115	2.10

(注) 出資比率は自己株式（267,684株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成27年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役 社長執行役員	秋田正紀	営業本部長 株式会社ギンザコア代表取締役会長
代表取締役 専務執行役員	本間英司	株式会社アターブル松屋ホールディングス 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	帯刀保憲	管理部門統括、経営企画室統括
取締役 執行役員	上野一郎	経営企画室長
取締役 執行役員	古屋毅彦	営業副本部長 本店長
社外取締役	根津嘉澄	東武鉄道株式会社代表取締役社長 東京急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役 丸紅株式会社社外監査役
社外取締役	服部剛	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
常勤監査役	奥田純一	
社外監査役	石橋博	丸の内総合法律事務所顧問弁護士 日本ピストンリング株式会社社外監査役
社外監査役	小林喬	富国生命保険相互会社相談役 東武鉄道株式会社社外監査役
社外監査役	高橋浩一郎	株式会社MYJ代表取締役社長

- (注) 1. 取締役根津嘉澄および服部剛の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役石橋博、小林喬および高橋浩一郎の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役服部剛ならびに社外監査役石橋博、小林喬および高橋浩一郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役奥田純一氏は、長年にわたり経理部門の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役石橋博氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役高橋浩一郎氏は、平成26年3月31日をもって明治安田生命保険相互会社の専務執行役を退任し、同年4月1日をもって新たに株式会社MYJ代表取締役社長に就任いたしました。
7. 社外取締役服部剛氏は、平成27年4月1日をもって東京海上日動火災保険株式会社の常務取締役から専務執行役員に就任いたしました。

(2) 当事業年度中の取締役・監査役の異動および担当業務の変更

実施日	氏名	新	旧
平成26年5月29日	本間英司	代表取締役専務執行役員 営業本部長	代表取締役常務執行役員 営業本部長
平成26年11月17日	秋田正紀	代表取締役社長執行役員 営業本部長	代表取締役社長執行役員
	本間英司	代表取締役専務執行役員	代表取締役専務執行役員 営業本部長
	古屋毅彦	取締役執行役員 営業副本部長 本店長	取締役執行役員 本店長

(注) 下線部は変更箇所を示しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	基本報酬	賞与	ストック オプション	合計
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	76百万円 (10百万円)	-	-	76百万円 (10百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	33百万円 (15百万円)	-	-	33百万円 (15百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (5名)	110百万円 (26百万円)	-	-	110百万円 (26百万円)

- (注) 1. 平成18年5月25日開催の第137期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額360百万円以内とご承認いただいております。
2. 平成6年5月26日開催の第125期定時株主総会において、監査役の報酬額は月額7百万円以内とご承認いただいております。
3. 上記報酬等のほか、執行役員兼務取締役の執行役員分給与82百万円を支給しております。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

役員人事および役員報酬制度に関する取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置しており、本委員会は経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的としております。代表取締役と社外取締役により構成され、取締役の選任候補者案や役員人事案の適正性や役員報酬の基本方針に則った報酬制度・報酬構成であるかについて審議しております。役員報酬の基本方針の内容は、本委員会による審議を経た後、取締役会にて決定しております。

役員報酬の制度の基本方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・企業価値向上に資する制度であること
- ・業績に応じた報酬制度であること
- ・役割・職責に相応しい報酬制度であること

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- (イ) 社外取締役根津嘉澄氏が代表取締役社長を務め、また、社外監査役小林喬氏が社外監査役を務める東武鉄道株式会社との間で、浅草店の運営に関して、不動産賃貸借取引等をしております。
- (ロ) 社外監査役石橋博氏が所属する丸の内総合法律事務所と当社は顧問契約を締結しております。但し、同氏は当該顧問契約に基づく依頼案件には関与しておらず、当社と同氏との間には、社外監査役としての関係以外の関係はありません。
- (ハ) 上記(イ)、(ロ)以外で、社外取締役ならびに社外監査役について、重要な兼職先として記載している法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役根津嘉澄氏

当事業年度に開催した取締役会に12回中12回（100.0%）出席し、実績ある会社経営者として客観的な立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

社外取締役服部剛氏

当事業年度に開催した取締役会に12回中11回（91.7%）出席し、損害保険会社における豊かな経験と知識を生かして、客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

社外監査役石橋博氏

当事業年度に開催した取締役会に12回中12回（100.0%）出席し、また、当事業年度に開催した監査役会に12回中12回（100.0%）出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門の見地から、法令や定款の遵守および当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行いました。

社外監査役小林喬氏

当事業年度に開催した取締役会に12回中10回（83.3%）出席し、また、当事業年度に開催した監査役会に12回中10回（83.3%）出席し、監査の方法その他の監査役職務執行に関する事項について、主に法令や定款の遵守に係る見地から発言を行いました。

社外監査役高橋浩一郎氏

当事業年度に開催した取締役会に12回中12回（100.0%）出席し、また、当事業年度に開催した監査役会に12回中12回（100.0%）出席し、監査の方法その他の監査役職務執行に関する事項について、主に法令や定款の遵守に係る見地から発言を行いました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円（注）
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切にすることが困難と認められる場合のほか、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項に規定される「業務の適正を確保する体制の整備」のために必要な「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、以下のとおり決議しております。

①取締役に関する事項

- (イ) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス体制の確立を図るべく、企業行動基準を制定し、また、役職員が法令定款および社内規律を遵守するための企業行動指針を定める。
 - ・また、その徹底を図るため、全社のコンプライアンス活動を組織横断的に統括するコンプライアンス委員会を設ける。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項に付き審議し、取締役会・監査役会に報告する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、関係を持たず、反社会的勢力による被害の防止に努める。
 - ・内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携して、コンプライアンスの確立・推進を図り、また、その状況を監査・調査し、その結果を定期的にコンプライアンス委員会に報告する。
 - ・取締役の職務遂行の適法性を確保するための牽制機能を期待して、取締役会に少なくとも2名の社外取締役が常時在籍するようにする。
 - ・代表取締役は常にコンプライアンスの精神を役職員に伝える。また、コンプライアンスに関する教育研修を役職に応じて定期的実施することにより、これを徹底する。
 - ・財務報告の適正性確保のための体制については、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性および適正性を確保するための社内体制を構築する。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・文書等管理規程を策定して、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。
 - ・文書等は、少なくとも法定に定める期間保存し、また、重要な文書等については永久保存するものとし、取締役および監査役がいつでも閲覧することができる状態を維持する。

- (ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・危機管理に関する規程を策定し、これに基づき当社における主要なリスク事項を抽出しリスクの事前防止を図るとともに、リスク発生時の対応方法等を明確化し損失の軽減に努める。
 - ・危機管理委員会は、平常時において各部門におけるリスク管理を推進するとともに、不測の事態が生じた場合は緊急対策本部を設置して損失の拡大を防止する。
 - (ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程を策定して、取締役はこれに定めた職務遂行権限および意思決定ルールにより、個々の職務の執行を行うとともに、各取締役はその執行状況を定期的に取り締役に報告する。
 - ・取締役会は、三年ごとに中期経営計画を策定し、これを全社員が共有する全社的な目標として浸透を図る。
 - ・取締役会は、中期三ヵ年計画に基づき、每期部門ごとの業績目標と予算を設定する。設備投資・新規事業については、中期経営計画への貢献度を基準にその優先順位を決定する。
 - ・取締役会は、毎月中期経営計画の進行状況を迅速な管理会計報告等により把握し、レビューする。
 - ・IR体制については当社の職務執行において重要な業務であるとの位置付けのもと、当社の企業理念と中期経営計画の達成状況につき、投資家その他ステークホルダーの理解を得るために、社内にIR室を設置して適時情報開示を行うとともにIR説明会を実施する。代表取締役は率先して会社のIRに努める。
 - (ホ) 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社および当社の子会社・関連会社（以下グループ各社という）における内部統制の一体的構築を目指して、当社にグループ各社の内部統制を担当する部門として経営企画部を位置付ける。
 - ・経営企画部は、子会社管理規程を策定して、これに基づきグループ各社における業務の適正を確保するとともに経営を管理・指導する。
 - ・経営企画部は、内部監査室の行う内部監査に協力し、必要に応じてその結果をコンプライアンス委員会、取締役会および監査役に報告する。
- ②監査役に関する事項
- (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する組織を監査役室とする。
 - ・監査役室には、会計・法律知識を習得した人材を配置する。

- ・監査役は、専任の従業員の配置を要請することができる。
- (ロ) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には理由を付して当該人事異動につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとする。
 - ・また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
- (ハ) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、法定の事項に加えて、監査役（会）と協議の上、監査役（会）に報告すべき事項を定める規程を制定し、これに従い取締役および使用人は監査役（会）に報告する。
 - ・この規程に基づき、取締役は常勤監査役に対して以下に定める事項を経営会議、コンプライアンス委員会・危機管理委員会その他重要な会議への常勤監査役の出席を通じて報告することとしている。
 - a) 経営会議で審議された事項
 - b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c) 毎月の経営状況として重要な事項
 - d) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - e) コンプライアンス上重要な事項
 - f) グループ各社におけるa)～e)に関する事項
 - g) その他必要な事項
 - ・常勤監査役は、前項の内容を毎月一回監査役会で全監査役に報告する。
 - ・重要かつ緊急性が高い事項については、適時に代表取締役より直接監査役に対して報告することとしている。
- (ニ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役・会計監査人と定期的に意見交換を行う。
 - ・監査役は、内部監査の状況につき内部監査室より直接にその状況を聴取する。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に関しましては配当政策を重要政策のひとつとして位置付けており、着実に収益を確保できる経営体質の基盤強化に努めることで、安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。そのため当社は中期経営計画に基づく諸施策を着実に実行し、事業の成長と経営基盤の強化に努めるとともに、変化する経営環境や収益状況を総合的に勘案しながら、株主の皆様への利益還元を努めてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として不適切であり、(i)当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、(ii)当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、(iii)当社取締役会が株主およびステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

②具体的な取組み

(イ) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値の源泉である「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」を伸張させ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるため、平成25年4月11日開催の当社取締役会において、「中期経営計画(2010～2012年度)」(以下「前3ヵ年計画」といいます。)での成果と反省を踏まえつつ、平成31年度に迎える創業150周年へ向け、構造改革から拡大発展へと軸足を移した新たな中期経営計画である「中期経営計画(2013～2015年度)」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

本計画では、「百貨店事業の収益力強化」、「グループ事業の成長拡大」の2つを基本方針に掲げております。なお、百貨店事業におきましてはリニューアルや文化催事による集客効果に加え、消費税率引上げ前の駆け込み需要や訪日外国人の来店が増えたことで、想定以上に売上が増加しております。そのため、不確定な要素もございますが、引き続き売上が堅調に推移するものと見込まれることから、本計画では、最終年度で連結営業利益15億円としていた当初の経営目標値を平成26年10月に引き上げ、連結営業利益19億円を目指してまいります。本計画の実現へ向けては、以下の諸施策を実施してまいります。

a) 百貨店事業の収益力強化

当社は、「銀座」という世界有数の商業地域に店舗を構えることの意義を再認識し、銀座店のポテンシャル、優位性を最大限発揮していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考えております。

前3カ年計画では、銀座店のポテンシャル、優位性の最大化を図り「GINZA スペシャルティストア」をストアコンセプトにファッション性とデザイン性を強化するための改装を行う一方、銀座通りでのファッションショー開催や屋上でのラジオ局開設等による情報発信など様々な取組みを行ってまいりました。

本計画においても、銀座に店舗を構えることの強みにさらに磨きをかけ、「GINZA スペシャルティストア」を進化させ、他店や他業態との差別化を徹底的に図ってまいります。

銀座店では、「GINZA スペシャルティストア」のさらなる進化に向け、平成13年度以来の大規模改装を行い、平成25年9月にグランドリニューアルを迎えました。具体的には平成21年より段階的に行ってまいりました2階のインターナショナルゾーンの構築をフロア全体に広げ、これまで1階・2階で展開しておりました「ルイ・ヴィトン」を3階まで拡大することによって、銀座に相応しいハイグレード、ハイクオリティ、ハイトイストな品揃えのさらなる強化を図ってまいりました。また、関連商品である婦人靴下とハンドバッグを3階の婦人靴売場周辺に移設・集積することによる回遊性・買廻り性の向上、3階・4階のフロアごとのターゲットを明確にしたことによる婦人衣料の品揃えの再編・強化も実施し、これらと併せて、銀座店周辺の専門店ビジネスの業績拡大や通販・eコマースの活用、文化催事による売上向上といった販売チャネルの拡大にも取り組んでまいります。

浅草店においては、前3カ年計画において、すでに単店舗黒字化を達成いたしておりますが、東京スカイツリーの開業（平成24年5月）や浅草店が入居する商業施設「EKIMISE」の全館オープン（平成

24年11月)で、来街者や入店客数が大きく増加した状況を商機と捉え、平成25年3月に「浅草すいーつ小町」を立ち上げ食品部門を強化し、「EKIMISE」との相乗効果の最大化を図るなど、百貨店事業のさらなる収益の拡大に努めてまいります。

b) グループ事業の成長拡大

前3ヵ年計画では、利益重視の観点から、飲食業（アターブル松屋グループ）、ビル総合サービス及び広告業（株式会社シービーケー）、輸入商品販売業（株式会社スキャンデックス）等の当社グループ事業について、不採算、低収益事業の整理・合理化と収益事業への経営資源の集中を進め、収益基盤の強化を図ってまいりましたが、本計画においては、成長拡大による収益力向上を目指します。

具体的には、飲食業（アターブル松屋グループ）においては、引き続き「選択と集中」の方針の下、コアビジネスである婚礼宴会部門に経営資源を集中し、既存営業所の婚礼組数の獲得と新規婚礼宴会式場の出店による売上拡大に注力するとともに、さらなる構造改革を押し進め、環境変化への対応力を強化し業績の向上に尽力してまいります。

また、ビル総合サービス及び広告業（株式会社シービーケー）においては、ビルメンテナンス・内装工事・宣伝広告等の部門の売上拡大に取り組む一方、損益管理の徹底によるコスト低減の推進、新たな顧客ニーズの開拓等により、売上・利益の向上を図ってまいります。

輸入商品販売業（株式会社スキャンデックス）においては、「イッタラ」ブランドの直営店舗が当期末時点で16店舗まで拡大し、さらなる店舗の出店を予定しております。また、一方では「ロールストランド」等の新規ブランドの育成や「レ・クリント」の販路拡大を積極的に行うなど、売上・利益の拡大を目指してまいります。

当社は、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

また、当社は、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役2名・社外監査役3名を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、内部監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

- (ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月29日開催の定時株主総会において、当社定款に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入（更新）に係る基本方針（以下「本買収防衛策基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案のご承認をいただき、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

a) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主およびステークホルダーの利益を確保するために交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

b) 本プランの適用対象

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称します。）がなされる場合を対象とします。

c) 本プランの定める手続き

当社の株券等について買付等を行う買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会（現在は社外取締役1名、社外監査役1名および社外の有識者1名により構成されます。）に提供され、検討されます。特別委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を独自に得た上、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行い

ます。

特別委員会は、買付者等による買付等が下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のいずれかに該当し、かつ、必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決定します。但し、特別委員会が勧告に際し、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または、当社取締役会が一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する株主の皆様意思を確認することとしており、株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議に従います。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

d) 本新株予約権の内容

本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める金額を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等は、原則として本新株予約権を行使できないという差別的行使条件が付されています。また、本新株予約権には、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに原則として当社株式1株が交付されます。

e) 本新株予約権無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、(i)買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、並びに、(ii)(あ)株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合、(い)強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合、(う)買付等の経済的条件(対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合、および、(え)買付者等の提案の内容(買付等

の経済的条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響を与える買付等である場合のいずれかに該当することです。

f) 本プランの有効期間・本プランの廃止・変更等

本プランの有効期間は平成26年5月29日開催の当社定時株主総会最終後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更されまたは廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

g) 株主および投資家の皆様への影響

本プランの導入(更新)時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として本新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません)。本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成26年4月14日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.matsuya.com/ir/news/index.html>)

h) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(イ)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針と沿うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(ロ)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、一定の場合に株主意思確認総会を開催し株

主の皆様の意思を確認することとしている等、株主意思を重視することであること、その内容として合理的な客観的な発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、有効期間が2年間と定められた上、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

当社は、上記②(イ)記載の本計画について、平成26年10月に連結営業利益19億円に引き上げた経営目標値を、平成27年4月にさらに引き上げ、連結営業利益23億円を目指すこととしております。

以 上

添付書類(2)

連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	49,679	負 債 の 部	31,601
流 動 資 産	12,564	流 動 負 債	24,187
現金及び預金	2,422	支払手形及び買掛金	7,740
受取手形及び売掛金	6,440	短期借入金	9,820
たな卸資産	2,582	リース債務	22
繰延税金資産	544	未払金	1,047
その他の	594	未払法人税等	771
貸倒引当金	△ 20	商品券	988
		賞与引当金	142
		役員賞与引当金	3
		商品券等回収損失引当金	395
固 定 資 産	37,115	ポイント引当金	111
有 形 固 定 資 産	25,774	資産除去債務	30
建物及び構築物	11,047	その他の	3,112
土地	14,093	固 定 負 債	7,413
建設仮勘定	6	長期借入金	3,360
その他の	627	リース債務	42
無 形 固 定 資 産	501	繰延税金負債	1,363
借地権	279	退職給付に係る負債	909
ソフトウェア	74	環境対策引当金	29
その他の	148	資産除去債務	448
投 資 其 他 の 資 産	10,838	受入保証金	922
投資有価証券	8,456	その他の	337
長期貸付金	212		
繰延税金資産	46	純 資 産 の 部	18,078
差入保証金	1,777	株 主 資 本	15,565
その他の	371	資本金	7,132
貸倒引当金	△ 25	資本剰余金	5,639
		利益剰余金	3,220
		自己株式	△ 427
		その他の包括利益累計額	2,384
		その他有価証券評価差額金	2,786
		繰延ヘッジ損益	9
		退職給付に係る調整累計額	△ 410
		少数株主持分	127
資 産 合 計	49,679	負 債 及 び 純 資 産 合 計	49,679

添付書類(3)

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年3月1日)
(至 平成27年2月28日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		81,630
売上原価		60,554
売上総利益		21,075
販売費及び一般管理費		18,896
営業利益		2,179
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	103	
債務勘定整理益	189	
受取協賛金	87	
持分法による投資利益	63	
その他の	31	481
営業外費用		
支払利息	192	
商品券等回収損失引当金繰入額	162	
その他の	32	386
経常利益		2,274
特別利益		-
特別損失		
固定資産除却損	114	
その他の	12	127
税金等調整前当期純利益		2,146
法人税、住民税及び事業税		904
法人税等調整額		△5
少数株主損益調整前当期純利益		1,247
少数株主損失		56
当期純利益		1,304

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年3月1日
至 平成27年2月28日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	7,132	5,639	2,181	△ 427	14,525
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 265		△ 265
当 期 純 利 益			1,304		1,304
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,039	△ 0	1,039
当 期 末 残 高	7,132	5,639	3,220	△ 427	15,565

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,406	23	-	1,430	187	16,144
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 265
当 期 純 利 益						1,304
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,379	△ 14	△ 410	954	△ 60	894
当期変動額合計	1,379	△ 14	△ 410	954	△ 60	1,933
当 期 末 残 高	2,786	9	△ 410	2,384	127	18,078

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数11社

(株)アターブル松屋ホールディングス、(株)アターブル松屋、(株)アターブルイーピー、(株)アターブル松屋フードサービス、(株)アターブルイーピーエヌ、(株)シービーケー、(株)東栄商会、(株)スキャンデックス、(株)ストッケジャパン、(株)松屋友の会、(株)エムジー商品試験センター

(株)ストッケジャパンについては、平成23年11月30日に解散したことにより清算中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数2社

(株)ギンザコア、(株)銀座インズ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である(株)アターブル松屋ホールディングス、(株)アターブル松屋、(株)アターブルイーピー、(株)アターブル松屋フードサービス、(株)アターブルイーピーエヌ、(株)スキャンデックスの決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

親会社は売価還元原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）又は最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

③デリバティブ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

親会社……定額法（ただし、平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定額法）

連結子会社……定率法（ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物（建物附属設備は除く）及び一部の子会社の賃貸用資産については旧定額法、また、平成19年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び一部の子会社の賃貸用資産については定額法、及び平成19年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）及び一部の子会社の賃貸用資産以外のものについては旧定率法）

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積った回収見込額を計上しております。

⑤ポイント引当金

ポイントカード会員に対して発行するお買物券の利用に備えるため、将来のお買物券利用見積り額のうち、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

⑥環境対策引当金

環境対策に伴う将来の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは主として原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の会計処理方法

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。また、制度変更による過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。なお、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年及び15年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社については簡便法を採用しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象・・・借入金に係る支払金利及び外貨建の輸入取引

ヘッジ方針

借入債務の金利変動リスク及び外貨建債務の為替変動リスクを回避することを目的としてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引担当部署が、半年毎に個々の取引特性に応じて策定したヘッジ有効性評価の方法に基づき評価を行っております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が909百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が410百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は7円75銭減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,624百万円
土 地	7,275
合 計	8,899

担保に係る債務

短期借入金	9,820百万円
長期借入金	3,360
合 計	13,180

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	25,405百万円
---------	-----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類及び総数

発行済株式

普通株式	53,289,640株
------	-------------

自己株式

普通株式	311,701株
------	----------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年4月14日 取締役会	普通株式	132	2.5	平成26年2月28日	平成26年5月14日
平成26年10月9日 取締役会	普通株式	132	2.5	平成26年8月31日	平成26年11月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	132	2.5	平成27年2月28日	平成27年5月13日

(金融商品の状況に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛管理規定等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。一部の長期借入金には、金利変動リスクの回避と資金調達コストの軽減を主目的として金利スワップ取引を実施しております。また、一部の商品の輸入代金支払いに外

貨建てのものがあり、仕入取引の範囲内で為替変動リスクを回避することを目的として、決済額の一部について為替予約を行っております。なお、デリバティブは社内管理規程に従い、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針をとっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2をご参照ください）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,422	2,422	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,440	6,440	-
(3) 投資有価証券	7,632	7,632	-
(4) 支払手形及び買掛金	7,740	7,740	-
(5) 短期借入金	7,384	7,384	-
(6) 長期借入金※	5,796	5,838	42
(7) デリバティブ取引	14	14	-

※一年以内返済予定の長期借入金は(6)長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 支払手形及び買掛金、並びに
(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (7) デリバティブ取引

通貨関連では外貨建債務に係る為替リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。また、金利関連では借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引を利用しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	823

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都中央区等において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸用商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,750	△ 22	4,728	8,644

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
減少は、対象資産における減価償却費等によるものであります。
3. 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 338円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 24円62銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

添付書類(5)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 4 月 10 日

株式会社 松 屋
取 締 役 会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 須 永 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 松 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類(6)

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、全監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 4 月 13 日

株式会社 松 屋 監査役会

常勤監査役 奥 田 純 一^①

監 査 役 石 橋 博^②

監 査 役 小 林 喬^③

監 査 役 高 橋 浩一郎^④

(注) 監査役石橋博、小林喬、高橋浩一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

添付書類(7)

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	46,177	負 債 の 部	29,593
流 動 資 産	9,741	流 動 負 債	23,029
現金及び預金	389	支払手形	22
受取掛手形	3	買掛金	6,987
商貯蔵品	5,716	短期借入金	9,313
前払費用	1,854	一年以上返済予定の長期借入金	2,436
繰延税金資産	41	リース債権	15
関係会社短期貸付金	6	未払費用	1,109
その他引当金	161	未払法人税等	557
	421	前商受品り	705
	920	前賞与引当金	156
	236	商品券回収損失引当金	988
	△ 10	ポイント引当金	103
固 定 資 産	36,435	資産除却債権	24
有形固定資産	25,124	繰延税引当金	91
建物	10,680	退職給付引当金	266
車両運搬具	0	繰延税引当金	111
土地	311	繰延税引当金	30
リース資産	14,093	繰延税引当金	100
建設仮勘定	32	繰延税引当金	7
無形固定資産	457	固 定 負 債	6,564
借地権	279	長期借入金	3,360
ソフトウェア	61	長期未払債権	291
リース資産	0	繰延税金負債	19
その他	116	繰延税金負債	1,329
投資その他の資産	10,854	繰延税金負債	276
投資有価証券	7,640	繰延税金負債	29
関係会社株	1,260	繰延税金負債	378
出資	0	繰延税金負債	879
長期貸付金	207	純 資 産 の 部	16,583
関係会社長期貸付金	580	株 主 資 本	13,883
従業員長期貸付金	3	資 本 金	7,132
破産更生債権	11	資 本 剰 余 金	5,639
長期前払費用	1	資 本 準 備 金	3,660
敷入保証金	197	その他資本剰余金	1,978
その他	1,082	利 益 剰 余 金	1,519
貸倒引当金	286	その他利益剰余金	1,519
	△ 417	固定資産圧縮積立金	402
		繰越利益剰余金	1,116
		自 己 株 式	△ 408
		評価・換算差額等	2,700
		その他有価証券評価差額金	2,708
		繰延ヘッジ損益	△ 7
資 産 合 計	46,177	負債及び純資産合計	46,177

添付書類(8)

損 益 計 算 書

(自 平成26年3月1日
至 平成27年2月28日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		70,881
売上原価		54,434
売上総利益		16,447
販売費及び一般管理費		14,487
営業利益		1,960
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	170	
債務勘定整理益	122	
受取協賛金	87	
その他	47	440
営業外費用		
支払利息	243	
商品券等回収損失引当金繰入額	102	
その他	42	389
経常利益		2,011
特別利益		
貸倒引当金戻入益	14	14
特別損失		
固定資産除却損	120	120
税引前当期純利益		1,906
法人税、住民税及び事業税		797
法人税等調整額		△ 67
当期純利益		1,176

添付書類 (9)

株主資本等変動計算書

(自 平成26年3月1日
至 平成27年2月28日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	7,132	3,660	1,978	5,639
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,132	3,660	1,978	5,639

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	402	205	608	△ 408	12,972
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 265	△ 265		△ 265
当 期 純 利 益		1,176	1,176		1,176
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	910	910	△ 0	910
当 期 末 残 高	402	1,116	1,519	△ 408	13,883

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,349	△ 23	1,325	14,298
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 265
当 期 純 利 益				1,176
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,358	16	1,374	1,374
当 期 変 動 額 合 計	1,358	16	1,374	2,285
当 期 末 残 高	2,708	△ 7	2,700	16,583

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品…売価還元原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ…時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております（ただし、平成19年3月31日以前に取得したもののについては旧定額法）。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積った回収見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイントカード会員に対して発行するお買物券の利用に備えるため、将来

のお買物券利用見積り額のうち、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の会計処理方法

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。また、制度変更による過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、発生年度から費用処理しております。なお、数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年及び15年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策に伴う将来の支出に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金に係る支払金利

ヘッジ方針

借入債務の金利変動リスクを回避することを目的としてヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引担当部署が、半年毎にヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動との比較に基づき評価を行っております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	1,625百万円
土	地	7,275
<hr/>		
合	計	8,901

担保に係る債務

短	期	借	入	金	7,384百万円
一年以内返済予定の長期借入金					2,436
長	期	借	入	金	<hr/> 3,360
合	計				13,180

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	24,084百万円
---------	-----------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)

短	期	金	銭	債	権	101百万円
長	期	金	銭	債	権	705
短	期	金	銭	債	務	2,249
長	期	金	銭	債	務	12

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	37百万円
仕入高、販売費及び一般管理費			3,358
営業取引以外の取引高			202

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	267,684株
------	----------

(税効果に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	78百万円
賞与引当金	32
長期未払金	28
減損損失	57
未払賞与	114
商品券等回収損失引当金	94
貸倒引当金繰入限度超過額	134
資産除去債務	145
その他	408
繰延税金資産小計	1,094
評価性引当額	△ 672
繰延税金資産合計	422

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 1,081百万円
固定資産圧縮積立金	△ 222
その他	△ 25
繰延税金負債合計	△ 1,330
繰延税金負債の純額	△ 908

当事業年度末の繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産（繰延税金資産）	421百万円
固定負債（繰延税金負債）	△ 1,329

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布され、平成26年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用された法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成27年2月28日まで	38.0%
平成27年3月1日以降	35.6%

この税率の変更による計算書類等に与える影響は軽微であります。

3. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年3月1日以降、平成29年2月28日まで	33.1%
平成29年3月1日以降	32.3%

なお、この変更後の実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債（繰延税金資産の額を控除した金額）が118百万円、法人税等調整額が17百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が100百万円増加いたします。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
子会社	(株)アターブル松屋	直接	－	役員の兼任	資金の貸付	300	関係会社 短期貸付金	500
		間接	62.4		貸付金利息	3		
子会社	(株)シーピーケー	直接	100.0	役員の兼任	資産の購入	580	未払金	99
		間接	－					
子会社	(株)松屋友の会	直接	100.0	役員の兼任	借入金の返済	29 (純額)	短期借入金	1,689
		間接	－		支払利息	51		
関連会社	(株)銀座インズ	直接	31.7	役員の兼任	賃借料	440	差入保証金	476
		間接	－		保証金の差入	7		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)アターブル松屋に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に条件を決定しております。
2. (株)シーピーケーとの取引については、市場価格等を勘案して一般的取引と同様に決定しております。
3. (株)松屋友の会からの資金の借入については、市場金利等を勘案して合理的に条件を決定しております。
4. (株)銀座インズとの賃借料及びその保証金については、近隣の取引情勢に基づき、交渉により決定しております。
5. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員等	古屋 勝彦	被所有 直接 1.0	当 社 名誉会長	名誉会長 職に対す る報酬	18	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 委嘱する業務の内容等を勘案し、協議の上決定しております。
2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 312円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 22円18銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

添付書類(10)

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 4 月 10 日

株式会社 松 屋
取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 須 永 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 松 亮 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第32条および第42条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第32条の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(注) 下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第32条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任限定契約) 第32条 当社は取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (社外監査役の責任限定契約) 第42条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任限定契約) 第42条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者（※は新任取締役候補者）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別な利害関係
1	あき た まさ き 秋 田 正 紀 (昭和33年12月24日)	平成3年7月 当社入社 平成11年5月 同取締役 平成13年5月 同常務取締役 平成17年3月 同専務取締役営業本部長 平成17年5月 同代表取締役副社長営業本部長 平成19年5月 同代表取締役社長営業本部長 平成20年5月 同代表取締役社長執行役員 営業本部長 平成21年5月 同代表取締役社長執行役員 平成26年11月 同代表取締役社長執行役員 営業本部長に就任現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱ギンザコア代表取締役会長	27,100株	欄外 (注)1 ご参照
2	おび なた やす のり 帯 刀 保 憲 (昭和26年9月21日)	昭和50年4月 当社入社 平成14年5月 同執行役員 外販・クレジット事業部長 平成15年5月 同執行役員 浅草支店長 平成19年5月 同執行役員 コーポレートコミュニケーション部長 平成20年5月 同常務執行役員 総務部副担当、コーポレートコミュニケーション部長 平成21年5月 同常務執行役員 事業戦略室長、地域担当 平成24年5月 同常務執行役員 事業戦略室長、総務部・庶務部担当、地域担当 平成25年5月 同取締役常務執行役員 管理部門統括、経営企画室統括に就任現在に至る	7,300株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数	当社との 特別な 利害関係
3	うえの いちろう 上野 一郎 (昭和34年2月4日)	昭和57年4月 当社入社 平成17年3月 同執行役員 本店MD 担当次長 平成19年5月 同執行役員 浅草支店長 平成21年3月 同執行役員 営業企画 部長 平成22年3月 同執行役員 本店販売 促進部長 平成23年3月 同執行役員 本店長 平成23年5月 同取締役執行役員 本店長 平成25年3月 同取締役執行役員 経営企画部担当 平成25年5月 同取締役執行役員 経営企画室長に就任 現在に至る	4,800株	なし
4	ふるや たけひこ 古屋 毅彦 (昭和48年8月17日)	平成8年4月 (株)東京三菱銀行(現株三 菱東京UFJ銀行)入社 平成13年7月 当社入社 平成23年5月 同取締役執行役員 構造 改革推進委員会事務局長、 本店婦人一部長 平成25年3月 同取締役執行役員 本店長 平成26年11月 同取締役執行役員 営業 副本部長、本店長に就任 現在に至る	139,400株	なし
5 (※)	かわ いあきこ 川合 晶子 (昭和35年4月28日)	昭和58年4月 当社入社 平成23年3月 同本店販売促進部担当 部長 平成25年3月 同構造改革推進委員会 事務局長兼本店販売促 進部長 平成26年5月 同執行役員 構造改革 推進委員会事務局長、 本店販売促進部長 平成26年7月 同執行役員 構造改革推進 委員会事務局長、本店 舗運営担当次長 平成26年9月 同執行役員 構造改革 推進委員会事務局長、 本店副店長(店舗運営 担当)に就任現在に至る	100株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別な利害関係
6	ね づ よし ずみ 根 津 嘉 澄 (昭和26年10月26日)	昭和49年4月 東武鉄道(株)入社 平成11年6月 同代表取締役社長 (現任) 平成14年5月 当社社外取締役に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 東武鉄道(株)代表取締役社長 東京急行電鉄(株)社外取締役 (株)ゆうちょ銀行社外取締役 富国生命保険(相)社外監査役 丸紅(株)社外監査役	22,000株	欄外 (注)2 ご参照
7	はっ とり つよき 服 部 剛 (昭和30年11月5日)	昭和54年4月 東京海上火災保険(株) (現東京海上日動火災 保険(株))入社 平成16年10月 同本店営業第二部長 平成20年6月 同関西営業第三部長 平成21年6月 同執行役員関西営業 第三部長 平成23年6月 同常務執行役員 平成24年5月 当社社外取締役に (現任) 平成25年6月 東京海上日動火災保険(株) 常務取締役 平成27年4月 同専務執行役員に 就任現在に至る (重要な兼職の状況) 東京海上日動火災保険(株)専務執行役員	-	なし

- (注) 1. 当社と取締役候補者秋田正紀氏との関係において
同氏は、当社と一部競業関係にある株式会社ギンザコアの代表取締役会長であり、
当社は同社との間で、建物賃貸借取引等をしております。
2. 当社と取締役候補者根津嘉澄氏との関係において
当社は、同氏が代表取締役社長に就任している東武鉄道株式会社との間で、浅草
店の運営に関して、不動産賃貸借取引等をしております。
3. 根津嘉澄および服部剛の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外
取締役候補者であります。
4. 当社は、服部剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引
所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であ
ります。
5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
①根津嘉澄氏につきましては、実績ある会社経営者としての優れた識見と深い経

験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いする
ものであります。

②服部剛氏につきましては、損害保険会社における豊かな経験と幅広い知識を当
社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするもので
あります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

①根津嘉澄氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年
であります。

②服部剛氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年で
あります。

6. 取締役との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、根津嘉澄および服部剛の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任に
ついて法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を、金400万円以
上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とす
る責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏
との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することについては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者（※は新任監査役候補者）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別な利害関係
1 (※)	眞山伸一 (昭和34年6月20日)	昭和58年4月 当社入社 平成17年3月 同経理部担当部長 平成20年3月 同経理部長 平成23年12月 (株)スキャンデックス 総務部長 平成24年3月 同取締役執行役員 総務部長 平成27年3月 当社総務部付部長に 就任現在に至る	1,500株	なし
2	石橋博 (昭和23年7月10日)	昭和49年4月 弁護士登録 丸の内総合法律事務所 入所 昭和59年4月 丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士 平成10年5月 当社社外監査役 (現任) 平成26年1月 丸の内総合法律事務所 顧問弁護士に就任現在 に至る (重要な兼職の状況) 丸の内総合法律事務所顧問弁護士 日本ピストンリング(株)社外監査役	3,100株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別な利害関係
3	小林 喬 (昭和9年1月6日)	昭和35年4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行)入社 昭和43年5月 同行退社 富国生命保険(相)入社 取締役経理部長 昭和46年3月 同常務取締役 昭和49年5月 同専務取締役 平成元年3月 同代表取締役副社長 平成3年4月 同代表取締役社長 平成10年7月 同代表取締役会長 平成15年7月 同相談役(現任) 平成19年5月 当社社外監査役に就任現在に至る (重要な兼職の状況) 富国生命保険(相)相談役 東武鉄道(株)社外監査役	-	なし
4 (※)	伊藤 隆 (昭和30年6月27日)	昭和53年4月 明治生命保険(相)(現明治安田生命保険(相))入社 平成14年4月 同姫路支社長 平成17年4月 同FP教育部長 平成18年4月 同営業教育部長 平成19年4月 同水戸支社長 平成19年7月 同執行役水戸支社長 平成21年4月 同執行役郡山支社長 平成25年4月 同常務執行役員名古屋本部長 平成26年4月 同専務執行役個人営業部門長に就任現在に至る (重要な兼職の状況) 明治安田生命保険(相) 専務執行役個人営業部門長	-	なし

- (注) 1. 石橋博、小林喬および伊藤隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、石橋博、小林喬の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、伊藤隆氏は独立役員の候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

- ①石橋博氏につきましては、主に法令や定款の遵守及び当社のコンプライアンス体制の構築・維持について弁護士としての専門的見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②小林喬氏につきましては、経営者としての豊かな経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ③伊藤隆氏につきましては、経営者としての優れた識見と深い経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

石橋博氏につきましては、弁護士としての専門的見地から、主に法令や定款の遵守並びに当社のコンプライアンス体制の構築・維持について助言をいただいております。また、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。

(3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

- ①石橋博氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年であります。
- ②小林喬氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

4. 監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は、石橋博および小林喬の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

また、真山伸一および伊藤隆の両氏の選任が承認された場合、真山伸一氏については第1号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任の限度額を、金400万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

